

鳥取県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（畠地帯総合整備事業中山地区農業用排水施設、農道整備、区画整理、暗渠排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成19年5月1日

鳥取県知事 平井伸治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成19年5月1日から同月21日まで

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。